

農業だより

経営所得安定対策等交付金の支払について

令和7年度水田活用の直接支払交付金の一部については、12月に一度お支払いしておりますが、このたび、残りの交付金について、交付単価および支払日が決定いたしましたので、お知らせいたします。

振込予定日: **1月28日(水)**

【1月28日振込予定の産地交付金】

種類	交付単価
重点振興作物助成	38,400円/10a
振興作物助成	19,000円/10a
耕畜連携助成(飼料用米の稲わら利用)	3,000円/10a
耕畜連携助成(資源循環)	8,000円/10a
加工用米複数年契約助成	4,000円/10a
加工用米定着取組助成	2,000円/10a
そばの多収栽培支援助成(排水対策・追肥・条播)	5,000円/10a
大豆の団地化支援助成(1ha以上)	8,000円/10a
大豆の生産性向上取組助成 (湿害対策・耕うん同時畝立播種・土壌診断に基づく資材の施用)	5,000円/10a

○重点振興作物助成対象作物

【野菜】にら、ねぎ、たらの芽、うるい、アスパラガス、トマト(ミニトマト)、きゅうり、ふきのとう
【花き・花木】トルコぎきょう、りんどう

○振興作物助成対象作物

【野菜】すいか、さといも、なす、にんじん、みつば、行者にんにく、せり
【花き・花木】啓翁桜、きく(小ぎく)、ストック、ひまわり、カスミソウ、スターチス
【果樹】おうとう、ラズベリー、ぶどう

畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の数量払については、3月4日(水)を予定しております。

【お問い合わせ先】新庄市農業再生協議会 農林課水田農業対策係 0233-29-5835(直通)



農業委員の募集を行います!

・募集要項

要件	農業に関する識見を有し、農業委員会の掌握事務を適切に行うことができる方
募集人数	21名
任期	3年間(令和8年7月20日～令和11年7月19日)
報酬	34,500円/月 役職委員は増額されます。 このほか農地利用最適化活動の実績と成果に応じた上乘せ報酬(年払い)もあります。
主な業務	農地法に基づく許認可 (農地の権利移動(貸借・売買・転用など)の許認可に必要な現地調査活動を含む) 農地利用の最適化活動 (農地の集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、新規就農・新規参入の促進)

・応募方法:「地域の農業者や農業団体からの推薦」と「本人による応募」があります。
市農業委員会へ所定の書類を提出してください。応募用紙は市農業委員会事務局にあります。市ホームページ(右記二次元バーコード)からダウンロードすることもできます。

・受付期間:令和8年2月2日(月)～27日(金)
応募状況の中間経過、募集結果を市ホームページで公表します。



・決定時期:農業委員は、議会の同意を経て市長が任命することで決定されます。市HPはこちらから決定は6月頃となる予定です。

※平成28年4月1日に施行された改正農業委員会法により、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の必須業務になりました。その後、新庄市においても農地利用最適化推進委員(以下推進委員)8名を委嘱し、19名の農業委員と共に最適化活動に取り組んでまいりました。その結果、現在は推進委員の非設置要件である、「遊休農地の割合1%以下」かつ「集積率70%以上」を満たす状態が実現されています。農業委員は推進委員同様に最適化活動を行っていることから、体制を見直し、推進委員の委嘱を行わずに農業委員の定数を2名増やすことになりました。

【お問い合わせ先】新庄市農業委員会 事務局 Tel:0233-29-5839

農業経営基盤強化準備金を活用してみませんか!

本制度は、経営所得安定対策等の交付金を将来の農業投資に備えて準備金として積み立てることで、その年の課税対象所得を減らすことができる制度です。

■目的:国からの交付金を有効活用し、計画的な農地取得、機械投資を支援し、農業経営の基盤強化ができます。

■メリット

- 1)積立時:国からの交付金を準備金として積み立てると個人は必要経費に、法人は損金に算入でき、その年の課税所得が減ります。
- 2)投資時:農業経営改善計画に従い、積立金を取り崩して農地取得や機械購入すると圧縮記帳(課税額を将来に繰り延べることができる)が適用され、その年の税金が軽減されます。

■対象者:青色申告している認定農業者、認定新規就農者

■条件:農業経営改善計画を作成し、その中で準備金制度の活用と投資内容を記載している。

【お問合せ先及び申請書の提出】〒990-0023 山形市松波一丁目3番7号
東北農政局山形県拠点 地方参事官室 (TEL:023-622-7247)

地域農業構造転換支援事業の要望調査について

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。取組内容がポイント化され、高い方から採択されます。

(対象地域)

下記のいずれかに該当する地域が対象です。

- 地域計画の目標集積率が6割以上
- 現行の地域計画の目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加。

新庄市では現状下記の地域が対象となっております。

対象:升形、昭和、本合海、塩野、月岡・梅ヶ崎・小月野・一本柳、宮内、二枚橋、小泉、柏木山、松本、仁田山、吉沢、黒沢、柏木原、下西山、鳥越、宮野

対象外:赤坂、角沢、野中、飛田、滝ノ倉・冷水沢・泉ヶ丘、往還・横根山、中山市野々、土内、萩野、泉田、中川原、上西山、福田、仁間、芦沢、福宮・長坂、畑、谷地小屋・太田・荒小屋・高壇、山屋・大福田、関屋、休場、二ツ屋・拓生

※対象外の地域においても、ブラッシュアップ後の地域計画の目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上の増加する計画に変更する場合は対象となります。

(対象者)

地域計画に位置づけられた担い手

※担い手とは・・・認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者

(対象となる事業)

成果目標の達成に直結する、各種農業用機械・施設が対象です。

(成果目標・・・3年度目の目標)

下記のいずれか1つを選択

- 経営面積の3割又は4ha以上の拡大
- 労働生産性3%以上の向上
- 付加価値額1割以上の拡大 ※付加価値額＝収入総額－費用総額＋人件費

(補助率)

3/10以内

(補助上限額)

- 個人1,500万円
- 法人3,000万円

(要望締切日)

令和8年1月30日(金)※お早めをお願いします。

(提出物)

①見積書(定価) ②カタログ ③現有機がある場合は、型式等 ④収支内訳書等

※点数制になっておりますので、必ず本人もしくは、経営内容に精通している方がご提出ください。

【お問い合わせ先】 農林課 農業ビジネス創造係 TEL:0233-29-5836

令和8年度「新規就農支援研修」研修生の募集について

山形県内で農業経営を目指す新規就農者を対象に、東北農林専門職大学の教育研修制度と先進農業経営者の技術及び試験研修機関の機能を活かし、就農に必要な実践技術と知識習得を支援する研修会を実施します。

新規就農を目指しているご家族がおりましたら、ご検討ください。

- 募集対象 県内で就農し、所得向上を目指す方
※農家出身等で県内に農地を有する等、就農基盤の目途がある方が対象です。
- 募集人数 50名程度
- 研修期間 1年間(令和8年4月～令和9年3月)
- 研修形式 農作業実習と講義を組み合わせた研修
- 受講料 無料(ただし、テキスト代等の研修実費は自己負担)
- 応募方法 QRコードから申込書をダウンロードいただき、郵送、FAX、メールでご提出ください。
(難しい場合はお電話にて、ご相談ください。)
- 募集期限 令和8年2月27日(金)
(試験研修機関での実習希望者は、1月23日まで)



申込書様式はこちらから

◎カリキュラム

◇実践研修

希望作物の栽培管理技術について、先進農業経営者・県内試験研修機関等での農作業実習を行います(通年)。

◇講義

年15日程度、次の内容の講義を行います。

- ・希望作物の基礎技術
- ・植物生育環境
- ・土壌肥料
- ・病害虫防除
- ・農業経営
- ・税制と税務
- ・先進農業経営者の講義
- ・就農支援内容
- ・マーケティング
- ・農産物流通
- ・販売 等

◇資格取得(希望者のみ)

- ・大型特殊免許
- ・けん引免許
- ・小型車両系建設機械 ※農業用限定です。

◇その他

- ・現地研修(先進農業経営の視察)
- ・東北農林専門職大学公開講義など

■ 申し込み・問い合わせ先

〒996-0052 山形県新庄市大字角沢 1366

東北農林専門職大学キャリアサポート・研修センター(旧 山形県立農林大学校研修部)

TEL:0233-22-8794 FAX:0233-23-7537 Mail:kenshu1@tpuaf.ac.jp

東北農林専門職大学 『令和7年度雇用導入・人材育成講座』受講者募集

雇用者の労働意欲向上に向けた取組みや、役員候補の育成方法等について研修を実施します。

■ 開催日時 令和8年2月12日(木)10:00~16:15

(内容・タイムスケジュール)

時間	内容
10:00	1.開会
10:00~	2.講演 ○テーマ:経営発展に向けた雇用と労務管理 講 師:社会保険労務士 菊池 仁士 氏
13:00~	3. 講演 ○テーマ:雇用労働者の労働意欲を向上させるために 講 師:ホリスティックコンサルティンググループ(株) 代表取締役 庄司 和弘 氏
14:30~	4. 事例紹介:常時雇用者の定着と育成を図っている取組事例 講 師:(株)アグレスト(酒田市)
15:10~	5. 演習(進行:庄司 和弘氏) ○雇用定着に向けたグループディスカッション ○班別の発表とまとめ
16:15	6. 閉会

■ 会場 山形県産業創造支援センター多目的ホール(山形市松栄 1-3-8)

■ 受講対象

(1)やまがた農業リーダー育成塾、アグリウーマン塾等を受講し、経営改善、経営規模拡大等に
取り組む県内の農業者

(2)常時雇用の導入や定着に取り組む意欲のある県内の農業者 等

■ 募集人数 30名

■ その他 受講者には受講決定通知をお送りします。

■ 申込締切 令和8年1月22日(木)まで、下記へご連絡ください。

■ 申込み・問合せ先

〒996-0052 山形県新庄市大字角沢 1366

東北農林専門職大学キャリアサポート・研修センター (旧 山形県立農林大学校研修部)

TEL:0233-22-8794 FAX:0233-23-7537

Mail:kenshu1@tpuaf.ac.jp

農業の人材確保・活用力向上研修会の開催について

本研修会は、1日農業バイトアプリの効果的な活用方法や短期雇用における労務管理の実務上のポイントを学び、働き手が安心して働くことができる環境を整えることで、定着やリピートにつなげていくことを目的とする。

■ 開催日時・場所 令和8年2月12日(木)午後1時30分から午後4時まで
山形県国際交流プラザ 山形ビッグウイング 2階 交流サロン ※オンライン併催

■ 参集範囲 県内農業者、農業協同組合、市町村・県、その他関係機関

■ 開催内容

<前半の部> 1日農業バイトアプリの基本操作・活用事例を紹介

○「1日農業バイトアプリ daywork の効果的な活用方法について」

Kamakura Industries 株式会社 福田 哲也 氏

○「1日農業バイトアプリを活用する農家の事例発表」

株式会社おしの農場 代表取締役 押野 和幸 氏

<後半の部> 労務管理に関する法的な対応を紹介

○「短期雇用における労務管理の留意点(1日農業バイトを中心に)」

すずき労務経営コンサルタンツ 代表 社会保険労務士・中小企業診断士・行政書士 鈴木 大輔 氏



参加申込はこちらから

■ 参加申込方法

上記 QR コードを読み込み、「やまがた e 申請」でお申込みください。(締切:令和8年2月6日(金))

■ お問い合わせ先

山形県農業働き手確保対策協議会(山形県農業経営・所得向上推進課) TEL:023-630-2443

農業分野における外国人材受入セミナーの開催について

農業における働き手不足が深刻化する中、多様な働き手を受け入れるための一環として、外国人材の受入れに関する制度概要等を学び、人材確保につなげましょう。

1. 日時 令和8年1月30日(金) 13時30分から16時30分まで

2. 場所 協同の杜 JA 研修所(山形市東古館 123 番地) ※オンライン併催

3. 内容

<第一部:基調講演>

弁護士法人 Global HR Strategy 代表社員弁護士 杉田 昌平 氏

テーマ:「農業における外国人材受入の現状と課題」

①外国人材の活躍なしには経営が困難な時代

②農業における外国人材の概要(特定技能・育成就労制度など)

③外国人材を雇用できなくなるリスクと対策

<第二部:事例発表>

株式会社うばふところ 代表取締役 佐藤 和愛 氏

テーマ:「外国人材とともに歩む農業経営」

<第三部:個別相談会>

外国人材派遣会社等による相談ブース設置



参加申込フォーム掲載先

4. 申込期限 令和8年1月23日(金)※期限が短く、申し訳ございません。

5. 申込方法 QR コードより参加申込フォームからお申込みいただくか、
農林課農業ビジネス創造係(0233-29-5836)へご連絡ください。

令和 8 年度畑地化促進事業の要望調査を行います！

申請を希望される方は下記内容をご確認の上、
令和 8 年 2 月 6 日(金)まで農林課へお越してください。

1.事業の概要

水田を畑地化※¹して高収益作物・畑作物の栽培に取り組む販売農家、集落営農を支援します。

※¹畑地化…水田活用の直接支払交付金の対象水田から除外する取組
(地目の変更を求めるものではありません。)

2.支援内容

①畑地化促進支援・定着促進支援

対象作物	畑地化支援	定着促進支援
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	7万円/10a	2万円/10a×5年間 または 10万円/10a 一括※ ²
畑作物 (麦、大豆、飼料作物、そば、 子実用とうもろこし等)		
高収益作物 (加工・業務用野菜等)		3万円/10a×5年間 または 15万円/10a 一括※ ²

※²分割交付を基本とし、国の予算の範囲内で一括交付が可能になります。一括交付を希望していた場合でも、分割交付になる場合があります。

そば、大豆を作付けしている農地を申請する場合は、組合単位で申請を行うことも可能ですのでご検討ください。

②産地づくり体制構築等支援

土地改良区の地区内において、水田を畑地化する場合に生じる決済金や協力金について支援します。

(1) **畑地化協力金**…畑地化後も地区内に残り畑としての賦課が継続する場合

(2) **地区除外決済金**…畑地化に伴い土地改良区の地区から除外する場合

3.申請の要件

○借地を畑地化申請する場合、事前に**地権者に同意を得ること**。

賃借権が設定されていない場合は令和8年3月末までに農業委員会で手続きをすること。

→借地の場合、例年5月末頃までに地権者の同意を得たことが確認できる書類(同意書)を提出いただいております。

○交付が行われてから**5年間は申請農地に販売を目的とした対象作物の作付けを行うこと**。

→販売伝票や出荷証明書等販売実績が分かるものを提出していただきます。

4.対象となる農地

○水田活用の直接支払交付金の交付対象要件を満たしていること。

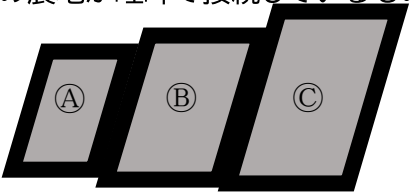
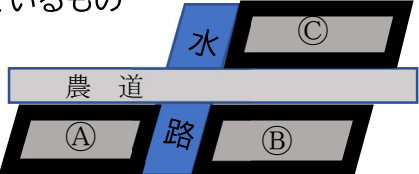
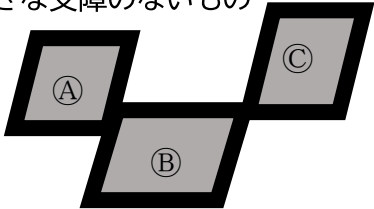
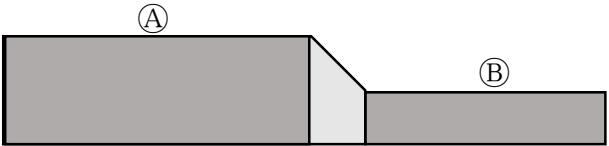
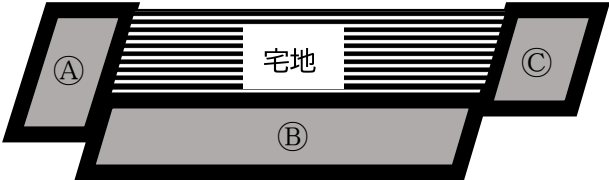
→例年5月頃に、畦畔、水路等のたん水設備や、井戸等の水源、水田の水口等の写真を提出いただいておりますので、ご準備をお願いいたします。

○前年度において、主食用米、または経営所得安定対策等交付金の対象となる作物が作付けられていること。

○おおむね団地化※³された畑地を形成していること。

※³2筆以上の農地が接続し、高収益作物:0.3ha、畑作物:1ha以上になること。

→団地化要件については下記の例をご確認ください。詳細については農林課へご確認ください。

<p>①2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの</p> 	<p>②2筆以上の農地が農道または水路等を挟んで接続しているもの</p> 
<p>③2筆以上の農地が角部分等一部で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの</p> 	<p>④段差がある2筆以上の農地の高低差が農作業の継続に影響しないもの</p> 
<p>⑤2筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの</p> 	<p>⑥その他、地域再生協議会が認めるもの</p>

※申請農地 A、B、C それぞれが別の対象作物でも団地化とみなされます。

畑地化申請農地のほか、

①過去に畑地化された農地

②申請前年度(令和7年度)からさかのぼり過去4年以上連続して水稲以外が作付けされており、申請年度においても水稲以外の作物の作付けが予定されている農地

上記①、②のような農地とあわせ、高収益作物:0.3ha、畑作物:1ha以上となった場合も「おおむね団地化された畑地」と認められます。